特集

あなたの家には 住宅用火災警報器の設置はお早めに 付いていますか？

警報器のおかげで助かった！

―松本広域管内で実際にあった事例から―

- 高齢者が寝ていた電気毛布から出火。廊下に設置してあった警報器が家族に知らせ、高齢者はけがもなく無事だった。
- アパートの住人が線香をたいたまま外出。線香の火が燃え移り警報器が作動。隣人が気付いて消火器で消火した。
- 天ぷら鍋をコンロにかけたまま風呂掃除をしていた。警報器の音に気付き、ぬらした座布団をかけて消火した。

消防法および、松本・木曽広域連合の各火災予防条例に基づき、21年6月から、全ての住宅に火災警報器の設置が義務付けられています。

大切な命と財産を守るため、住宅用火災警報器の設置をお願いします。

■問い合わせ先
○消防防災課消防係
☎0263㊿2280　内線2252
○塩尻消防署　☎0263㊾0119
○広丘消防署　☎0263㊾3010
○木曽消防署北分署（楢川地区）
☎0264㊱3119

火災で亡くなった人のうち約6割が「逃げ遅れ」

一瞬にして尊い命や財産を奪ってしまう火災―

全国では、近年、住宅火災により亡くなる人が急増しています。その半数を65歳以上の高齢者が占めており、今後、社会の高齢化に伴い、火災による死者数のさらなる増加が懸念されています。

また、火災による死者（放火自殺者などを除く）の約6割が「逃げ遅れ」により命を落としており、その対策が喫緊の課題となっています。

あなたの命と財産を守る住宅用火災警報器

住宅用火災警報器（警報器）は、火災で発生する煙や熱を感知し、音や音声で火災の発生を早期に知らせます。

住宅火災は、就寝時間や夕食の準備時間に発生する割合が多く、特に就寝中は、火災の発生に気付かず、逃げ遅れてしまう危険性が高まります。しかし、警報器が設置されていれば、火災をいち早く知ることができ、初期消火や避難が可能になります。

なお、警報器の設置率が高い米国では、普及する前と比べ、火災による死者数が半分以下に減ったとの事例も報告されています。

本市の設置率は約6割

23年の調査では、本市の警報器の設置率は約62％でした。約4割の住宅において、警報器がまだ設置されていないことになります。

昨年、松本広域消防局管内

住宅用火災警報器 設置のポイント

品質を保証する「NSマーク」

警報器は、消防用設備取扱店やホームセンター、家電量販店などで購入できます。なお、取り付けの際は、購入店に相談するか取扱説明書に従うなどして、正しく取り付けてください。

また、警報器を購入する際は、感度やブザー音量などの品質を保証するNSマーク（日本消防検定協会の鑑定合格証）が付いているものを選ぶようにしましょう。

寝室は「煙式」、台所には「熱式」

※写真は一例です。

■煙感知式

機器内に煙が入ると音や光などで知らせます。消防法令で寝室や階段室に設置が義務付けられているのはこのタイプです。

■熱感知式

警報器の周辺温度がおおむね65度になると警報音が鳴るタイプです。台所など大量の煙や湯気が滞留する場所に適しています。

日ごろからのお手入れが大切

■警報器は常にきれいにしましょう

警報器にホコリなどが付くと、火災を感知しにくくなります。少なくとも１年に１回は乾いた布などできれいにしましょう。

■定期的に作動点検をしましょう

１年に１回は作動点検をしましょう。なお、メーカーや機種により点検方法が異なりますので、取扱説明書などを確認してください。

■電池交換は忘れずに

警報器には、電池が切れそうになると音や光で知らせてくれる機能があります。忘れずに電池交換をしましょう。

正しい位置で効果を発揮

■壁面に設置する場合

警報器の中心が天井から15センチ以上50センチ以内になるよう取り付けます。

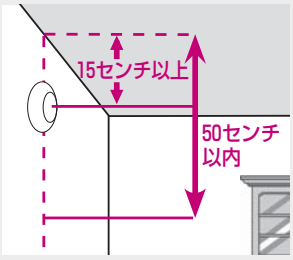

■天井に設置する場合

警報器の中心を壁から60センチ以上離して取り付けます。

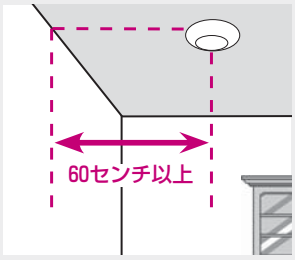

では、６人の尊い命が「逃げ遅れ」により失われています。その一方で、警報器の作動により、火災を未然に防げた、素早く避難ができたとの事例も数多く報告されています。

今後、さらに警報器の設置率が上がれば、住宅火災による犠牲者を減らし、尊い命や財産が守られることが期待されます。

すべての寝室に設置が必要

警報器の設置が義務化されている場所は、普段就寝に使う部屋（寝室）です。寝室が２階以上にある場合には、その階の階段にも設置しなければなりません。なお、台所は義務ではありませんが、火災の発生が多い場所であるため、設置することが望まれます。

また、万が一火災が発生し、警報器が作動した時は、慌てずに火元を確認し、家の中の人に大声で知らせましょう。警報器は、火災の初期段階で作動するので、可能であれば初期消火を行い、危険を感じた場合はすぐに避難し、消防署へ通報してください。

悪質な訪問販売にご注意を

最近「消防署の方から来ました」「法律で決まったから、設置しないといけない」などと言い、警報器や消火器などを不適正な価格や粗悪な品質で売り付けられる被害が多発しています。消防署員が、警報器や消火器などを販売したり、特定の業者に販売を委託したりすることはありません。ご注意ください。

インタビュー

一人ひとりが災害への備えを

住宅用火災警報器の設置が法律で義務付けられ、消防署としても積極的にＰＲを行っています。また、警報器の設置により、火災を未然に防げた、大きな火災にならずにすんだという事例が、松本広域消防局管内においても多く見られます。

東日本大震災などにより、一人ひとりが自ら防災に取り組む「自助」の重要性が再認識されています。住宅用火災警報器の設置は、自ら被害を防ぐ第一歩です。

大切な命と財産を火災から守るため、ぜひ設置をお願いします。

塩尻消防署
小松　健二 署長